

「滋賀県障害者プラン【改定版】（原案）」に対して提出された
意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

平成29年12月20日（水）から平成30年1月19日（金）までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）に基づき、「滋賀県障害者プラン【改定版】（原案）」についての意見・情報の募集を行い、また、市町に意見照会を行った結果、県民および団体・市町から合計83件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項 目	県民	団体等	市町
V 重点施策			
1. 発達障害のある人への支援の充実	2 件	7 件	
2. 障害のある人への就労支援の促進	1 件	8 件	
3. 本人のニーズに合った専門的な支援の充実	1 件	4 件	
4. 精神障害のある人への支援の充実		1 件	1 件
5. インクルーシブ教育の推進		2 件	1 件
6. 障害のある子どもへの支援の充実		2 件	1 件
7. 相談機能の充実および地域包括ケアシステムの構築		1 件	
8. 障害のある人のスポーツ、文化・芸術活動の推進		2 件	
9. 意思疎通支援の充実および情報アクセシビリティの向上		9 件	
10. 「誰一人取り残さない」共生社会づくりに向けた取組	2 件	6 件	1 件
VI 障害福祉計画および障害児福祉計画			
1. 障害のある人が望む地域生活を実現するための施策	1 件	2 件	
2. 精神障害のある人が望む地域生活を実現するための施策	3 件	2 件	
3. 発達障害のある人の支援を充実するための施策		2 件	
4. 障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくり	1 件	1 件	1 件
5. 障害のある人の働きたいという思いを実現するための施策		13 件	
6. 障害児支援の提供体制の整備等を促進するための施策			
7. 人材の確保および資質の向上のための施策			
8. 障害福祉サービス等の見込量			
9. 県が実施する地域生活支援事業の見込量			
その他・全体を通して	1 件	4 件	
計	12 件	66 件	5 件

合計 83 件

3 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
V 重点施策 1. 発達障害のある人への支援の充実			
1	34 48	<p>発達障害、特に自閉症スペクトラム症の人の特性に沿った関わり方には、視覚的にわかりやすいことが一番である。そのためには、世界が視覚的にわかることを本人が理解するための療教育、そしてそれを活用した社会参加が必須である。</p> <p>福祉先進県として、率先して発達障害・自閉症スペクトラム症障害の人に対して、自閉症の人への体系だった支援であるTEACCHプログラムを応用し、切れ目なく支援することを明確にしてもらいたい。また、市町での格差が生じないように、県主導で方向性を定めてもらい、その上で様々な支援を組み立てていくことを期待する。</p> <p>これらを明記していただきたい。</p>	<p>発達障害のある人への支援については、自閉症スペクトラムをはじめ多様な特性があり、個々に応じた専門性の高い支援が必要であると認識しています。TEACCHプログラム等は、本プランに基づいた取組を進める際の参考とさせていただきます、追記は行わず、原案のとおりとします。</p> <p>なお、市町での取組の違いについては、会議等において実態の共有を図ってまいります。</p>
2	34 48	<p>発達障害のある人への意思疎通支援に関しても、幼児期学童期に絵カードや視覚支援を本人が使えるように療教育することがまず最初の支援として必須である。PECS（絵カード交換コミュニケーションシステム）を活用した社会の実践を始めている自治体や企業も存在している現在、こちらもぜひ県主導で実施していただきたい。</p> <p>視覚的に理解し絵カードや本人なりのコミュニケーションをとれるような合理的配慮のもとで育ち生活する発達障害の方が増えることで、強度行動障害や問題となる行動が減っていくことは、明確である。</p> <p>これらを明記していただきたい。</p>	<p>PECSの活用等については、事業を検討する際の参考とさせていただきます、追記は行わず、原案のとおりとします。</p>
3	34 48	<p>認証発達障害者ケアマネージャーの育成について、取得者の地域的な偏り、また、その資格活用のあり方に疑問がある。関係機関、事業所が満遍なく取得し、その資格を活用して支援にあたるよう、環境・指導を県にお願いしたい。</p>	<p>ご意見を踏まえて今後の施策を進めていきます。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
4	34 48	現在大津圏域では、認証発達障害者ケアマネージャーが不在であることから、一刻も早く大津圏域での認証をお願いしたい。	今後も、県内全圏域の設置に向けて取り組んでまいります。
5	34 48	問題が起こった際の学校での対処が上手く見いだせない場合に、他の知見を集めて解決策を検討しようという動きが学校側になく、保護者が市町の発達支援センターや民間の支援スタッフ等に相談して学校の先生との協議検討の場を作っていくという動きをしないと連携につながっていかない実情が現にある。切れ目ない支援というのは教育・福祉・医療等の異分野間での視点もあると思うが、自分野だけで独力で何とかしようと思わずに自律的に連携する動きをルール等で定着させてほしい。	34 頁「ア 関係機関の連携による切れ目のない支援の強化」に記載しているとおり、発達障害者支援地域協議会、市町発達支援センター等連絡会議、滋賀県障害者自立支援協議会等において情報共有や課題の検討を行っていきたくと考えております。いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
6	34	<p>リード文に「発達障害の疑いの段階からの継続的な相談や早期発見、早期支援」と記載されているが、早期発見はできていても、早期支援はできていないと強く感じている。早期支援が非常に重要である。</p> <p>各市町の療育教室では発達障害に向けた療育はほとんどされていないのではないか。障害種を越えた集団療育が中心である。市町に任せるのではなく、県が率先して早期療育に振り向けていただきたい。滋賀県で早期療育に力を注ぎ、苦しい発達障害児と親の幼年期を意義あるものにしてほしい。</p>	発達障害のある人への早期支援は大切な視点だと考えておりますことから、いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
7	34 48 49	発達障害の早期発見・早期支援のために必要な医療機関をさらに整備することと、発達障害の知識が豊富な医師や看護師など医療関係者を養成する事を明記していただきたい。	ご意見については、49 頁「カ 発達障害のある人に対する医療的支援の充実」に含まれていることから、原案のとおりとします。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
8	34 48 49	発達障害者支援センターの運営を含め、県や市町が関係機関と連携しながら公的責任を持って行う事を明記していただきたい。当事者への不利益をこれ以上起こさないためにも、今一度公的責任で行う旨を書いて欲しいと思う。	本プランは、障害者基本法や障害者総合支援法等に基づき、障害者施策の方向性等を示した計画となっています。引き続き、「みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる」という理念のもと、「地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現」に向けた取組を進めてまいります。
9	34 48	将来を見据えて早期に地域・関係者と情報共有すること。	関係機関と情報共有を図ることは重要なことだと考えておりますことから、ご意見を踏まえて今後の施策を進めていきます。
V 重点施策 2. 障害のある人への就労支援の促進			
10	34	リード文にある「障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、経済的な基盤であり、生きがいにもつながる就労が重要です。」という表現に違和感を感じる。必要な社会資源を利用しながら、障害の程度に応じて自らが望む形での就労を支援する事こそ重要だと考える。	リード文は現状や課題等を記載しており、ご意見の内容は、35 頁「イ 障害のある人が安心して働き続けられる多様な場における雇用の拡大」や、51 頁「ア 地域社会での障害のある人の「働く」を促進」の「■多様な分野における体験・実習・訓練の場の開拓および確保」、「イ 福祉施設利用者などの一般就労等への移行促進」に記載していることから、原案のとおりとします。
11	35 52	以下の内容を「ウ」に追加すべき。 企業への就職者数も大切であるが、どの程度継続しているのかを実態調査する必要がある。また、調査の際には、福祉事業所を活用した人、特別支援学校卒業後すぐに就職した人などに分け、それらを踏まえた上で定着支援することなどが必要ではないか。	いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
12	35 52	「ウ 福祉施設利用者などの一般就労への移行促進」に、「福祉施設利用者などの一般就労への移行が促進されるよう、就労継続支援B型事業所の利用者が就労移行支援事業所へ移行するための取組等を行います」とあるが、就労継続支援B型事業所から就労移行支援事業所への移行の取組とはどのようなものか。多機能型で、B型のままで就労するケースもあり、具体的な取組を行う際には、ヒアリング等の検討の場が必要と考える。	いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の方考え方
13	35	<p>「エ 就労支援を行う職員の意識および支援技術の向上」に関して、実際に就労移行や就労支援を行う意識を持った事業所があった時に、その事業所に連携を図っていく相談支援事業所や相談支援専門員、働き・暮らし応援センターなどの職員、学校の進路等の教員の意識や見立てが十分に行われていないケースがあり、結果、本人や家族の気持ちとはかけ離れたところでの支援が行われることがある。そうした福祉に携わる（コーディネートする）方の意識を変えていくことが先決ではないか。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>
14	35	<p>「オ 就労の実現に向けた教育の推進」について、職業教育の大切さは分かるが、職業教育偏重になってしまいがちな対応に関して危惧している。「仕事ができるスキル」を高めるのではなく、「ひとりひとりの可能性を伸ばす教育」「仕事よりは、社会で生きていく力、コミュニケーションに必要な力」などを伸ばしていくことに力を入れていただくと可能性がより広がるのではないか。</p>	<p>平成28年3月に策定した「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）」において、本県特別支援教育のめざす姿のひとつとして「障害のある子どもも障害のない子どもも、地域で共に生きていくために必要となる社会生活能力を身に付け、社会的・職業的に自立し社会参加できる」こととなっており、その中で、特別支援学校における職業教育は、「仕事ができるスキル」だけではなく、「はたらかきたい」という生徒の意欲を高めたり、コミュニケーション能力をはじめとする就労に必要な態度を養うことを目的としており、ご意見も取り入れた内容となっておりますので、原案のとおりとし、一人ひとりの可能性を尊重し、多様な力を育成するという主旨の周知に努めます。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
15	35	<p>「オ 就労の実現に向けた教育の推進」について、「職業教育」の充実が強調されすぎているように思う。そもそも労働とは、人間発達に不可分な営みであり、権利である。外の世界を作り替え、何らかの価値を生み出す営みで、その営みを通して、新しい自分を作り出すことである。「好きな遊びや世界があること」「人への信頼感」「仲間と共同する喜び」「自己肯定感の醸成」を教育や集団の中で育む必要がある。「職業教育」によって働く主体を作るのではなく、それぞれの発達の時期ならでの「主体性」を持っているのであり、その一人ひとりの「主体性」をとらえ、そこに依拠して教育実践されることが本来の「キャリア教育」であり、糸賀一雄氏が提唱した「この子らを世の光に」の思想である。滋賀県では、そのような教育実践を振興させるべきである。</p>	<p>平成 28 年 3 月に策定した「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）」において、本県特別支援教育のめざす姿のひとつとして「障害のある子どもも障害のない子どもも、地域で共に生きていくために必要となる社会生活能力を身に付け、社会的・職業的に自立し社会参加できる」ことをあげており、その中で、特別支援学校における職業教育は、「働く主体」をつくる取組ということではなく、「はたらきたい」という生徒の夢を実現させるため、就労意欲の向上や、コミュニケーション能力をはじめとする就労に必要な態度や技能を養うことを目的としています。</p> <p>また、子どもたちの障害の状況や発達段階に応じた職業教育に仲間と共に取り組むことで、自分にできることを新たに見つけられ自己肯定感が高まり、自信が芽生えたことで主体的・積極的に進路選択できるようになったという成果も出ております。</p> <p>引き続き実施プランに基づく取組を進め、子どもたちの主体性を引き出し、将来の自立した社会生活が営めるよう取り組んでいくことから、原案のとおりとし、主旨の周知に努めます。</p>
16	35 36	<p>「カ 働き・暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実」について、働き・暮らし応援センターや自立支援協議会は、どうしても「福祉」的な考え方をベースにして「支える」ことを考えられがちである。その必要性は認識しつつも、「就労」を支えるためには、「あたりまえに働くこと・あたりまえに暮らす」ために必要なことは何なのかをベースに地域の中で必要なことを考えられるようにしていくことが求められるのではないかと考える。「福祉」の枠のなかで、「福祉」の考えにとらわれたネットワークではないネットワークを構築していきたいと考えており、また構築していただきたい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
17	35	雇用促進法の周知を通して、差別の禁止、合理的配慮の提供が行えるよう働きかけること。	いただいたご意見は、障害者雇用を推進する上で大切な視点だと考えております。直接的な記載はありませんが、「ア 企業で障害のある人が「働く」ことについての理解促進」に記載のある企業向けの講座やセミナー等の取組において、ご意見を踏まえた内容となるよう検討してまいります。
18	35 51	障害者雇用納付金制度に基づく障害者介助等助成金の周知を図り利用を拡大すること。聴覚障害者の関係では、手話通訳担当者の委嘱とともに、要約筆記者にも拡大されることになっており、事業者への周知が必要となっている。	ご意見を踏まえ、様々な場面を通じて事業所への周知を図るなど、制度の普及に努めてまいります。
V 重点施策 3. 本人のニーズに合った専門的な支援の充実			
19	36 45	「イ 強度行動障害者への支援の充実」について、「市町と共同して支援を実施することにより、強度行動障害者が地域生活を継続できる地域基盤の充実を図ります」とあるが、強度行動障害者特別加算事業の検証や強度行動障害者の暮らしの場の検討会(仮称)の設置などを盛り込むべきではないか。地域基盤は、通所と暮らしの場、余暇の3つの場がセットなので、そのことの重要性、とりわけ、強度行動障害が理由で県外入所施設を探している人数が今後増えていくという実態からも、「暮らしの場」の支援策が必要である。	36 頁に「地域基盤の充実」と表現していますが、ここでは、通所や暮らしの場などの充実も含め「地域基盤の充実」としていることから、原案のとおりとします。いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
20	36 45	<p>「イ 強度行動障害者への支援の充実」について、強度行動障害児者の中には、県内に受け入れ先がなく、他県の施設への入所を余儀なくされている方がおり、強度行動障害者を受け入れる既存の通所事業所やグループホームへの支援だけでは事足りないことから、施設整備の促進を盛り込んでいただきたい。また、強度行動障害者に対応できる短期入所や生活介護事業所、グループホームの整備を促進していただきたい。</p>	<p>施設整備の促進については、36 頁「地域基盤の充実」に含まれており、また、45 頁「カ 地域生活への移行の促進」において、入所施設の役割や、地域移行に向けた具体的方策等の検討および取組の推進、現在の入所施設定員を活用した県外施設入所者の県内移行への促進に努めることを記載していることから、原案のとおりとします。</p>
21	36 37 45	<p>「ウ 高齢障害者への支援の充実」について、共生型サービスや介護保険サービスの利用は、あくまでも利用者本人の意思が優先されるべきで、一方的な介護保険の移行や障害サービスの受給者証を発行しない市町があり、そのような実態を把握して、指導する必要がある。</p> <p>また、介護保険や共生型サービスの移行では、1 割負担という利用者負担が生じることも高齢障害者の暮らしの問題に直結する問題であり、国に対して要望活動を県としてもしてもらいたい。</p> <p>さらに、高齢障害者の住まいの場として、シェアハウスなど施設やグループホーム以外のことが提案されているが、もちろん様々な暮らしの場があるが、民間企業に任せて、高齢障害者が食べ物にされることを懸念するべきであり、公的責任の福祉事業の中で暮らしの場の確保も図るべきである。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>
22	36 37 45	<p>「ウ 高齢障害者への支援の充実」について、現行プランでは、専門的支援の一つとして高齢障害者の実態把握や支援方策を検討するために、支援研究会議が開催されているが、原案にある「高齢障害者のニーズに応じた適切なサービス」の「ニーズ」を把握するため、生活実態や問題点を明らかにする必要があると考える。そのための計画の具体化を図っていただきたい。</p>	<p>高齢障害に関する問題点等については、これまで支援研究会議において一定整理してきたところであり、今後は、滋賀県障害者自立支援協議会等を通じて、一層議論を深めてまいりたいと考えております。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
23	36 37 45	高齢障害者の支援にあたっては、「障害福祉サービスから介護保健サービスへの円滑な移行」を前提とした支援ではなく、本人の状態、本人の意思、家族の願いなどに応じた適切な支援を進めていただきたい。	いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
V 重点施策 4. 精神障害のある人への支援の充実			
24	37	連携による支援体制の充実に関して、福祉サービスを利用されるにあたって、また利用中において、医療機関からのアプローチや事業所からのアプローチなど、医療機関（医師）との連携が取りにくいのが実態ではないか。適切に支援をしていくために、医療との連携のあり方を具体的に改善していただきたい。	現在、医療、保健、福祉等の関係機関が連携してチーム支援を円滑に行うことができるよう、圏域ごとに「滋賀のみんなでつくる地域精神保健医療福祉チーム事業」を通じた連携体制づくりを進めているところです。いただいたご意見を踏まえ、引き続き取組を進めてまいります。
25	37 46 47	地域移行を図るには入院中から福祉サービスを一定期間利用しないと円滑な移行は難しい。特に現状では通所サービス（作業所等）の利用に制限がかかるなどするため、円滑な地域移行のためにも制度の弾力的な運用ができるようにしてもらいたい。	いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の方考え方
V 重点施策 5. インクルーシブ教育の推進			
26	38	<p>39 頁の「ウ 重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援体制の強化」に、通学保障の実証実験についての記載があるが、当該内容は、38 頁の「エ 教育環境の充実」に、滋賀県教育委員会での対応について明記すべき。</p>	<p>平成 25 年度に研究会議を設置し、医療・福祉・教育の関係者や関係機関とともに保護者の負担軽減（レスパイト）を目途とした調査研究を進めており、平成 26 年度からは、市町の理解を得て、障害福祉サービスである移動支援事業等を活用した実証研究を進めているところです。</p> <p>子どもの安全を第一として、来年度以降も未実施の市町を中心に引き続き、保護者の負担軽減を目的に医療・福祉との連携の中で実証研究に取り組むことから、ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>39 頁、重点施策「6. 障害のある子どもへの支援の充実」 <修正前> ウ 重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) ・医療的ケア児の通学に係る保護者の負担軽減のための実証研究を、<u>未実施の市町において、教育と医療、福祉等の関係機関が連携し、進めていきます。</u> <p><u>エ</u> (略) <修正後> ウ 重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(略) <u>エ 医療的ケア児の通学に係る保護者の負担軽減の実証研究</u> ・医療的ケア児の通学に係る保護者の負担軽減のための実証研究について、<u>教育をはじめ、医療、福祉等の関係部局の連携のもと、未実施の市町において進めていきます。</u> <p><u>オ</u> (略)</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
27	38	小中学校の障害児学級において問題があった場合、養護学校から教職員が派遣され問題解決に当たると聞いているが、こうした養護学校の役割がしっかりと果たされるよう、職員を配置するための予算確保を要望する。	いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
28	38	養護学校であっても特性理解等の知識を持ち備えた先生がまだまだ足りない。	いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
V 重点施策 6. 障害のある子どもへの支援の充実			
29	39	通所型の重心タイプの施設では、医療的なケアが必要な児童への支援について、高度な支援が必要であるが故に看護師が手をこまねいていると聞いている。看護師の技術向上を目指すための研修などを要望する。	いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
30	39	子どもの支援のあり方について、ご家族から「家族・親として、子どもの将来を見通したときに、どうしていいかわからない。進路選択の時にも、親の立場に立った、丁寧な説明や話しをしてもらう機会がない」といった意見を聞くことがある。直接的な教育や療育の場面での支援とともに、家族への支援のあり方の検討をお願いしたい。	いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
31	40	「オ 障害児入所施設におけるより家庭に近い暮らしの提供など機能の充実」について、18歳までに地域移行できず、市町の責任とすることのないような方策を記載いただきたい。	<p>県では、障害児入所施設において、18歳到達までの間に、家庭や地域への移行に向けた取組を行っているところですが、18歳に到達した際には、援護の実施者が中心となって、施設や支援機関、市町等の関係機関が連携し、各機関がそれぞれの役割を果たしていくことが重要であると考えています。</p> <p>40頁「オ 障害児入所施設におけるより家庭に近い暮らしの提供など機能の充実」については、障害児入所施設での支援について記したものであるため、原案のとおりとします。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
V 重点施策 7. 相談機能の充実および地域包括ケアシステムの構築			
32	40	<p>「イ 地域ケアシステムの構築」について、「共生型サービス等を活用し、本人のニーズにあった支援機関の選択や地域の実情にあわせたサービス提供が行えるよう、制度の縦割りを超えた柔軟な支援体制の構築に努めます。」とあるが、国が示している各種の「共生型サービス」は、「各基準該当サービスに倣った基準を設ける」とあるのみで、この基準は本体報酬しかなくとても低く、障害者福祉の支援の質が低下する可能性があるため、十分慎重に取り組むべきである。そして、専門分野の連携は必要であるが、民間や住民の自助や互助に任せることなく、自治体に取り組むように働きかける必要がある。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>
V 重点施策 8. 障害のある人のスポーツ、文化・芸術活動の推進			
33	41	<p>「ア 障害者スポーツの普及・選手の拡大」について、滋賀県立障害者福祉センターは、県立で唯一、障害者優先施設として日頃からスポーツに親しみ、楽しめる環境づくりを進めているところであり、また、選手の発掘・普及から育成に亘るまで幅広く取り組み、センターが施設として持つ役割を発揮するべく多種多様な事業を展開していること等から、「県障害者スポーツ協会」と「等」の間に、「滋賀県立障害者福祉センター」を記載するべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ以下のとおり修正します</p> <p>「8. 障害のある人のスポーツ、文化・芸術活動の推進」－「ア 障害者スポーツの普及・選手の拡大」</p> <p><修正前></p> <p>障害のある人が県民総スポーツの祭典などのイベントに気軽に参加できる<u>環境を整えるとともに、県障害者スポーツ協会等の関係団体、各市町と協力し、団体競技の普及も含め、選手の発掘確保に取り組みます。</u></p> <p><修正後></p> <p>障害のある人が県民総スポーツの祭典などのイベントに気軽に参加できる<u>環境づくりを推進します。さらには、選手の発掘確保を含め、団体競技の普及について、県立障害者福祉センターで取り組むとともに、県障害者スポーツ協会等の関係団体、各市町と協力しながら推進します。</u></p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の方考え方
34	41	<p>芸術、パラリンピック、スペシャルオリンピック等の活動は、障害を持つ人にとって大きな余暇支援であるとは思いますが、希望する人がそこに”行き着けない”ことが大きな問題である。活動場所への移動に関しても、各市町の移動支援の内容が違い、そもそも「有料の教室への参加」には使えなかったり、個人に発生する料金（実費で払う交通費・燃料費など）を市町が負担するしないがあるなど格差が生じている。活動を推進するのであれば、参加のしやすさも推進していただきたい。</p>	<p>障害のある人が芸術やスポーツ活動へ参加する際の活動場所までの移動は重要な問題であると認識しており、身近な地域でのスポーツの活動機会が拡大するよう、総合型地域スポーツクラブと連携した事業等を進めているところです。</p> <p>移動支援事業につきましては、地域の特性や利用者の状況に応じて各市町が運用を決めて実施しているものであり、いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>
V 重点施策 9. 意思疎通支援の充実および情報アクセシビリティの向上			
35	42	<p>意思疎通支援は「東京オリンピック・パラリンピック」に向けたものではなく、以前から求められていることであり、わざわざオリンピックを記述する意味がない。オリンピック・パラリンピックに向けてではなく、当たり前の生活を送ることが出来るために、意思疎通と情報アクセシビリティの向上を進めていただきたい。</p>	<p>ご意見のとおり、意思疎通支援の充実は日頃から求められていることであり、推進すべき重要な事項であると認識しておりますが、東京オリンピック・パラリンピックは、意思疎通支援を推進させる絶好の機会であることから記述しているものであり、原案のとおりとします。</p>
36	42	<p>リード文に「平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピックに向け」とあるが、当該項目での施策は、日常生活および災害における支援の充実が中心となっており、関連性が薄い。「障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用促進、支援ツールの開発など意思疎通支援の充実を図る」等の記述が適切と考える。</p>	<p>リード文は現状や課題等を記載しており、ご意見の内容については、42 頁「ア 日常生活や社会生活における支援等の充実」に記載していることから、原案のとおりとします。</p>
37	42	<p>「イ 災害時における支援等の充実」について、聴覚障害や視覚障害の人が強調されているので、行動障害や精神障害など全ての障害者に避難困難者としてリストアップし、市町に対して「障害者手帳等」の民間への開示などを促す・・・等追加記入をしていただきたい。</p>	<p>ご意見の内容については、30 頁「キ 防災・防犯体制の充実」に記載していることから、原案のとおりとします。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
38	42	情報通信技術（ICT）の発展に伴い、遠隔手話サービスなど障害者のニーズを踏まえた支援ツールの開発、整備を促進すること。	意思疎通支援を手助けする様々な支援ツールの開発は重要なことであると認識しておりますが、支援ツールの開発は県のみで実施できることではないため、国や企業等の動向を見て、県の施策に反映してまいります。
39	42	県が情報提供する際には、手話利用者（聴覚障害者）にも配慮した適切な情報保障に努めること。	聴覚障害のある人が県の行事や会議等に参加する場合、手話通訳者、要約筆記者の配置や、ヒアリンググループ（磁気誘導グループ）の設置などに取り組んでいるところですが、引き続き、適切な情報保障に努めてまいります。
40	42	公的施設における利用案内やインフォメーションなど「音声によるサービス」に代わる情報伝達体制（字幕および手話等）の整備を促進すること。	公的施設は、それぞれの管理者の判断により必要な整備を行うものですが、障害者差別解消法が施行されたことなどから、そうした施設で適切な対応がとられるよう引き続き周知等に努めてまいります。
41	42	災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、障害特性に応じた情報伝達の体制整備を図ること。	災害時における支援等の充実については、30頁「キ 防災・防犯体制の充実」および43頁「エ 防災対策」に記載していることから、原案のとおりとします。
42	42	聴覚障害者の参政権を保障するため、選挙運動における手話通訳者および要約筆記者の積極的な活用を図れるよう、各政党・陣営への説明を行うこと。	いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
43	42	障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣、設置等による支援が適切に行えるよう、県、市町が一体となった養成計画の作成、また、専門分野における研修の充実に努めること。	26頁「エ 意思疎通支援や情報アクセシビリティの充実」に記載しているとおおり、これまでから手話通訳者、要約筆記者の養成研修等に取り組んでいるところです。今後も市町と県が連携し、意思疎通支援の充実に取り組んでまいります。
V 重点施策 10. 「誰一人取り残さない」 共生社会づくりに向けた取組			
44	43	障害者差別解消法、障害者権利条約に鑑みて、知的障害の有無に関わらず、発達障害全ての人に合理的配慮が受けられる環境を整えていくことを記載していただきたい。	障害者差別解消法に基づく合理的配慮の環境整備等については、重点施策「10. 『誰一人取り残さない』 共生社会づくりに向けた取組」の「イ 障害者差別の解消と障害者理解の促進」において記載しているところであり、原案のとおりとします。ご意見は、施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
45	43	<p>共生社会づくりを目指すための条例の関連で、合理的配慮を的確に実施するための環境整備または事前的改善措置に関する方針について追記すること。</p>	<p>条例については、県社会福祉審議会に諮問し、当審議会において現在審議中であり、条例に伴う方針や環境整備等については、答申を受けた後に具体的な条文化の作業とあわせて検討していく予定です。よって頂戴したご意見についてはその際の参考とさせていただきます。</p>
46	43	<p>障害者差別解消法が施行されたが、まだまだ不十分な面があり、各自治体での上乘せ・横出しをした条例づくりが進んでいる。しかるに、まず「滋賀県版障害者差別禁止条例(仮称)」を作るべきである。</p> <p>また、「生きづらさ」を抱えた人を取り巻く状況を踏まえた共生社会づくりをめざす条例を作るという提案だが、「生きづらさ」をどのように定義づけるのか、また、なぜ障害者以外の人も含めた条例づくりが必要なかが、多くの県民にとっては、あまりに唐突すぎるのではないか。</p>	<p>条例については、県社会福祉審議会に諮問し、当審議会において現在審議中であり、いただいたご意見は、今後の検討の際の参考とさせていただきます。</p>
47	43	<p>「ア 共生社会づくりを目指すための取組の推進」について、「障害のある人と同様に社会的障壁により様々な『生きづらさ』を抱える人」とはどのような状態の人を表しているのかを明確にしていきたい。県民のほとんどが何らかの「生きづらさ」を抱えており、現在の書きぶりでは、施策を展開していくことが困難になってしまうことが懸念される。慎重な標記と議論をお願いしたい。</p>	<p>条例については、県社会福祉審議会に諮問し、当審議会において現在審議中であることから、原案のとおりとします。いただいたご意見は、今後の検討の際の参考とさせていただきます。</p>
48	43	<p>「ア 共生社会づくりを目指すための取組の推進」について、「障害者差別をなくしていくための条例づくりを進めていきます」と明確に記載すべき。現在の内容では、何のための条例をつくっているのか議論に携わっていない人には理解できない。障害者差別禁止の条例を整備する準備を進めているという点を明確にするべき。</p>	<p>条例については、県社会福祉審議会に諮問し、当審議会において現在審議中であり、いただいたご意見は、今後の検討の際の参考とさせていただきます。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
49	43	『誰一人取り残さない』共生社会づくりに向けた取組」が重点施策に盛り込まれたことは大変評価している。SDGsに取り組む福祉先進県として、具体的な取組が進むことを期待している。	いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
50	43	「イ 障害者差別解消と障害者理解の促進」について、県が率先して障害者差別解消に取り組むために、共生社会づくりに関する条例づくりだけでなく、すでにある県条例・制度・サービスに関しても積極的に見直していく事を明記していただきたい。具体的には当事者の声を踏まえて、障害者差別に繋がりにかぬない条例・制度・サービスを積極的に改善していくという事である。	ご意見については、25 頁に「5. 共生のまちづくり」の障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組を記載し、それに基づき障害者差別解消支援地域協議会の運営などを通じて取組を進めているところであり、原案のとおりとします。いただいたご意見も参考にしながら、引き続き障害者差別の解消に向けた取組を進めてまいります。
51	43	「イ 障害者差別の解消と障害者理解の促進」におけるヘルプマークの普及については、公共交通機関や民間事業所への周知についても明記していただきたい。	ご意見を踏まえ以下のとおり修正します。 <修正前> <u>ヘルプマークをはじめとする</u> 障害のある人に関するマークの普及促進等を通じ、 <修正後> <u>ヘルプマークの公共交通機関等での周知拡大など</u> 、障害のある人に関するマークの普及促進等を通じ、
52	43	防災対策は、「10.『誰一人取り残さない』共生社会づくりに向けた取組」ではなく、新たに項目を設けたほうがいいのか。	現行プランでは、「共生のまちづくり」の取組の一つとして、25 頁「5. 共生のまちづくり」に防災・防犯対策を位置づけているところですが、今回の改定は、近年の災害状況等を踏まえ、そうした取組の充実・強化を図る内容としていることから、当該重点項目に位置づけているところです。
VI 障害福祉計画および障害児福祉計画 1. 障害のある人が望む地域生活を実現するための施策			
53	45	(1) 目標の「①福祉施設入所者のうち、地域生活に移行する者の人数」について、平成 32 年度目標が 49 人(※)となっているが、市町からの総数とはいえ昨年度実績は 4 人であり、達成は無理な数字だと考える。適正な数字を入れるべき。逆に市町にどのような施策で地域移行させるのか問いたい。	県と市町が一体となって地域移行を進める観点から、市町における目標人数の総数を目標としているため、原案のとおりとします。 ※49 人は暫定値であり、最終案では 45 人となっています。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
54	45	(1) 目標の「②県外福祉施設入所者のうち、県内での生活を実現する者の人数」について、これまでの増加傾向を考えると解消までに15年以上かかってしまう。SDGsが目標とする2030年までに解消できる数値目標の設定をお願いしたい。	障害福祉計画および障害児福祉計画については、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において平成32年度までの計画とされており、これを受け平成32年度までの計画期間としていることから、原案のとおりとします。
55	45	「カ 地域生活への移行の促進」について、障害者支援施設の入所者等の地域生活移行には、以前にあった自活訓練事業を県独自制度として復活させ、その事業を活用し、地域のグループホームに移行させるべきである。「入所施設の敷地内グループホーム」などについては、これまでの滋賀の障害福祉の歴史から見て、障害当事者視点ではなく、経営者視点になっており、これこそ共生型社会を名乗るのに、もっともふさわしくない施策として慎むべきである。	いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
VI 障害福祉計画および障害児福祉計画			
2. 精神障害のある人が望む地域生活を実現するための施策			
56	46	病院に関して、国は各地域で機能別に役割を持たせる方向性を示す中、知的障害のある人も日常的に精神科を利用することがある。精神科の医療従事者に対して障害理解の研修などを実施し、治療時に活かせる手立てを要望する。	いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
57	46 47	「イ 安心して地域で生活するための支援の充実」について、精神障害者に対しても、(精神科以外の)他科診療への医療費助成に取り組むことが関連施策として必要だと思う。障害間格差の問題以外にも、精神障害者だけが医療を受けられる権利が十分保障されていないのが現状である。他科診療への医療費助成によってこれを保障することにより、安心して地域で生活する事に繋がると考える。	現行の制度を維持することが厳しい状況の中で、全科対象とすることは非常に困難なことをご理解願います。 いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
58	47	「ウ 相談支援体制の充実」について、より相談員・支援員を増員する事も明記していただきたい。それがきめ細やかな支援の提供等にも資すると考える。	いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
59	47	「エ 精神科医療の充実」について、緊急時に対応できる医療機関の整備も必要であるが、それに加えて入院しなくても済むような意味での充実も必要だと考える。例えば精神医療にも対応できる訪問看護の充実などである。これが精神障害者の地域移行にも資するはずである。	現在、医療、保健、福祉等の関係機関が連携してチーム支援を円滑に行うことができるよう、圏域毎に「滋賀のみんなでつくる地域精神保健医療福祉チーム事業」に取り組み、地域生活の定着に向けた支援も重視しているところです。いただいたご意見を踏まえ、引き続き取組を進めてまいります。
60	46 47	「イ 安心して地域で生活するための支援の充実」について、ハローワークや働き・暮らし応援センターに専門性も必要。	いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
VI 障害福祉計画および障害児福祉計画 3. 発達障害のある人の支援を充実するための施策			
61	48	「ウ 学齢後期から成人期における発達障害のある人への支援の充実」について、「切れ目のない支援」ということで、東近江圏域や甲賀圏域で活用されている「発達障害児・者サポートブック」を全県で活用するよう支援する、など追加提案したい。	いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。
62	49	滋賀県発達支援センターの法人委託のあり方について、法人内で相談員の異動があるが、専門性や利用者（特に本人）との関係を考えると問題が大きい。人員を固定する形での委託をお願いしたい。	いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
VI 障害福祉計画および障害児福祉計画 4. 障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくり			
63	50	<p>「ア 地域生活拠点の整備」について、市町への情報提供のみならず、県として積極的にこの仕組みを活用するような支援策が必要だ。特に、行動障害のグループホーム併設型の地域生活拠点整備の有効性がある。この拠点は、拠点のホームの入居者のみでなく、地域で頑張っているグループホームや家庭への訪問看護の派遣や地域専門の相談員の派遣などで、地域そのものを支える仕組みづくりが求められる。そのために県として、地域のホームへの看護師配置への補助金を出すなどのソフト分野での支援策を検討してほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>
64	50	<p>相談支援専門員の養成を行っていただいているが、育成についても主体的に担っていただきたい。また、養成については、より多くの人受講できるような体制をとっていただきたい。</p>	<p>相談支援専門員の育成については、各事業所等において行われるべきものと考えておりますが、養成の体制も含め、関係者等のご意見も踏まえながら検討してまいります。</p>
65	50	<p>「地域生活支援拠点」の取組が後退していることは残念である。是非、県が拠点機能についてモデル的に検討することを復活させていただきたい。そのモデルとしては、県外福祉施設入所者の県内移行も視野に強度行動障害にも対応できる「重度対応型グループホーム」を核とし、当該地域に不足するサービスを付加した地域生活支援拠点の新設整備としていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
VI 障害福祉計画および障害児福祉計画			
5. 障害のある人の働きたいという思いを実現するための施策			
66	51	<p>(1) 目標の「②就労移行支援事業の利用者数」について、平成 32 年度目標が 461 人(※)になっているが、市町の見込みとはいえ、平成 28 年度実績 257 人から 200 人も増えるとは思えない。B型から移行への支援策としているが、現実的な数字がよいのではないか。また、就労移行支援事業所が定員割れになったり、休所や廃止している原因を調査する必要があるのではないか。</p>	<p>県と市町の計画に整合性を持たせる観点から、市町の見込量の総数を目標としているため、原案のとおりとします。</p> <p>いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p> <p>※461 人は暫定値であり、最終案では 496 人となっています。</p>
67	51	<p>(1) 目標について、県独自目標として「④全就労移行支援事業所の就労移行率」があるが、仮に 1 人以上の一般就労の移行が達成できなかった場合のペナルティではなく、なぜできなかったのかの原因を明確にして、分析し、今後の取組にすることを全県の課題とすべきである。</p>	<p>就労移行支援事業所の移行実績による減算については、報酬体系によるものであるため、県独自に変更することは困難です。</p> <p>いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>
68	51	<p>(2) 指標の「③福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数」と「④福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数」とあるが、それぞれ「公共職業安定所登録者数」、「障害者就業・生活支援センター登録者数」の方が適していると思われる。</p>	<p>ご指摘の指標については、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づく項目となっていることから、原案のとおりとします。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
69	51	<p>目標・指標に、A型事業所から一般就労への移行、短時間からフルタイムの雇用への移行などを加えることはできないか。滋賀県全体として雇用率の達成目標を大きく掲げていただきたい。</p>	<p>A型事業所からの移行については、福祉施設からの一般就労の中に含まれており、福祉サービス利用者の一般就労という全体の課題として認識しているため、目標・指標については原案のとおりとします。</p> <p>短時間からフルタイムへの移行については、フルタイムでの雇用を望んでいるが、短時間やパートタイム雇用となっている方がいるという現状があることは課題と認識しておりますが、その働き方を自分にあった働き方として選択している方もおられることから、目標・指標については原案のとおりとします。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>雇用率の達成目標に関しては、20 頁に記載しているとおり、設定済みの目標であることから、原案のとおりとします。</p>
70	51 52	<p>「ア 地域社会での障害のある人の「働く」を促進」について、就労定着の実態調査を行うべきである。調査の際には、特別支援学校卒業生、就労継続等の福祉サービスの卒業生と分けて、1年、2年、3年、5年くらい経過を調べ、継続している好事例について分析する必要がある。就労することも大切であるが、継続することの方がより大切である。滋賀では働き・暮らし応援センターの役割が大きいことが推察されるので、ぜひ、実態調査活動を行っていただきたい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>
71	52	<p>「■就労定着支援事業の普及啓発」について、定着支援事業を利用すれば働き・暮らし応援センターが使えない可能性もあり、それはおかしいと考える。事業のあり方によっては普及しないことも考えられ、就労定着支援のあり方について、県や各圏域で検討していく必要があるのではないか。</p>	<p>就労定着支援事業と働き・暮らし応援センターの利用については、国の整理によるところであるため、県独自に併用を可とすることは困難です。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
72	52	<p>「■知的障害のある人の職域の拡大」について、精神障害の人も該当する方がいると思われるので、知的障害に限定しないようにできないか。</p>	<p>本項目は、知的障害のある人の介護現場での働きが、介護事業所等の利用者に安心感を与えるなど、障害特性に着目した研修事業についての記載であることから、原案のとおりとします。</p> <p>いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>
73	53	<p>精神疾患や発達障害、高次脳機能障害等で、休職・離職される方が後を絶たない中、その実態を明らかにし、職業リハビリ（障害福祉サービス含む）・復職・転職等がスムーズに行える仕組みを職業センターだけでなく、システムとして構築できるように検討いただきたい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>
74	53	<p>働き・暮らし応援センターによる支援が飽和状態となっている。一圏域一事業所の働き・暮らし応援センターだけでなく、就労支援を行っている障害福祉サービス事業所に、雇用支援員や職場開拓員等の支援者枠を創設していただきたい。</p>	<p>障害福祉サービス事業所における就労支援については、障害福祉サービス本来の事業として実施すべきであると考えられます。いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>
75	52 53	<p>「イ 福祉施設利用者などの一般就労等への移行促進」について、「就労継続支援A型事業所での重度の障害のある人の受入れを支援します」とあるが、A型そのものに「悪しきA型」などの県の指定の段階でのチェック体制や利用者でありながら労働者という2重契約という矛盾があるため、滋賀県独自の「社会的事業所」をどんな法人も設立、運営できるような要綱改正をしていただきたい。</p>	<p>社会的事業所の今後のあり方については、19～20頁「ウ 企業で働くことが困難な人への支援」に記載されているとおり、実態・ニーズなどを踏まえて検討してまいります。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
76	52 53	<p>「イ 福祉施設利用者などの一般就労等への移行促進」について、「就労継続支援A型事業所での重度の障害のある人の受入れを支援します」とあるが、重度の方がA型事業所で雇用されることは良いことだと思う一方で、現在のA型事業所のあり方についての検討も必要であると考え。また、社会的事業所の記述が無いのは何故か。多様な働き方という点で、A型事業所とともに整理し、発展させていくものだと考える。社会的事業所の設置数を県独自項目として設けてもよいのではないかと考える。</p>	<p>就労継続支援A型事業所については、平成29年度の制度改正により自立支援給付費を利用者賃金に充てることが禁止されたことにより、生産性の比較的低いと思われる重度の障害のある方の雇用が縮小する可能性があるため、A型での重度障害者の受入れを支援するものです。今後は、事業所団体等とともに、A型での支援について意見交換などを進めていきたいと考えます。</p> <p>また、社会的事業所の今後のあり方については、19～20頁「ウ 企業で働くことが困難な人への支援」に記載されているとおり、実態・ニーズなどを踏まえて検討してまいります。</p>
77	53	<p>「ウ 教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実」について、滋賀県の就労支援の良さ(強み)は、働き・暮らし応援センターが、事業所、支援センター、企業、学校などの関係団体と連携して、就労支援と継続についての振り返り等チームとして対応してきたからである。それは、県も市町も労働と障害サイドで補助金を出し、職員を増やしてきたからの成果である。</p> <p>来年度から就労定着支援事業が新設されるが、国の案では、この適用は福祉事業所に限られており、また対象者は福祉事業所経由で就職した人のみである。このままいけば、働き・暮らし応援センターは、福祉事業所関係者から手を引き、養護学校卒業生の直接雇用者やハローワーク経由の雇用者のみを対象にすることになりかねない。しかるに、滋賀県としては国の就労定着支援事業を働き・暮らし応援センターも活用することができるよう柔軟に対応し、これまでの滋賀のチームでの支援を充実させる必要がある。</p>	<p>就労定着支援事業と働き・暮らし応援センターの利用については、国の整理によることであるため、県独自に併用を可とすることは困難です。いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
78	53	<p>「ウ 教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実」の「■働き・暮らし応援センター（障害者就業・生活支援センター）による支援の推進」について、各就労支援機関（障害福祉サービス）、就労定着支援事業との連携という記述も入るといいかと思う。</p>	<p>ご意見を踏まえ以下のとおり修正します</p> <p><修正前> <u>企業等と</u>連携を図ることにより、地域における支援体制の充実を図ります。</p> <p><修正後> <u>企業や就労支援機関等との</u>連携を図ることにより、地域における支援体制の充実を図ります。</p>
その他・全体を通して			
79		<p>県と圏域・市町との関係性・連携のあり方について、市町間で障害者本人が使えるサービスに格差が生まれている。特に、早期療育を担う療育教室の方向性に大きく差異があり、住むところによって適切な療育が受けられない状態にある。県内どこに住んでいても障害の特性に合わせた療育（発達障害・自閉症に関してはTEACCHプログラムを取り入れた療育）を受けられるように方向性を示してもらいたい。</p>	<p>市町が行う児童発達支援については、市町がその管内の状況を見極め、しかるべき方向性を持って必要なサービスを提供されるべきと考えます。その上で、県は小児保健医療センター療育部において、市町での対応が困難な専門的支援を行い、市町が行う支援を側面から補完する役割を担っているものと考えます。いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>
80		<p>本人の現在の課題や今後について考え、連携を取る上で、中心となる機関が定められていない。特に学齢期、現在は学校がその役を担っているが教師・学校の考え方如何でそのような場が設けられていない。そのため、個別支援計画と計画相談の連携も不十分な状態である。その障害者本人に関わる機関が連携を取るための会議等、調整をどこが担うのかについて明確化が必要と考える。</p>	<p>39頁「ア ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化」に記載しているとおり、「支援が途切れないよう、滋賀県障害者自立支援協議会などの場を活用し、相談支援事業所を中心とした保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等を含めた関係者によるチーム支援体制」が必要であると考えており、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>
81		<p>より幅広く障害当事者の声を聞き、より多くの障害当事者にプラン改定の過程に参加してもらった上で、できるだけ多くの当事者に納得してもらえるプラン改定を望む。</p>	<p>本プランの改定にあたりましては、滋賀県障害者施策推進協議会に「滋賀県障害者プラン改定小委員会」を設け、当事者や関係者など、様々な方から多くのご意見をいただいたところであり、また、パブリックコメントの際には、関係団体や障害福祉サービス事業所などに周知し、広く意見を募ったところであります。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の方考え方
82		<p>現在の政策は軽度の障害を持たれた方々を想定したものが中心ではないかと思われ、見受けられる。社会福祉政策はそもそも最も生活困難な方々、障害者であれば重度知的重複障害者、しかもかつてなく高齢化されている方々への対策が基本に位置付けられた上で、軽度に向かって様々に多様な方々への対策が構成・展開されているのが基本ではないかと思う。しかし、滋賀県障害者プランを拝見すると、地域での対応が難しい重い障害を持つ成人から高齢の方々にどう対応していくのかその展開が読み取れない。また、成人の入所型施設についてはほとんど取り上げられておらず、もはや「知的（多くは精神的・身体的重複障害をもつ）成人障害者入所型施設は不要なのか？」という気持ちになる。</p> <p>施設で働く人・職員の育成や、施設の役割、使命、運営要領の改善などの手立てを尽くすことが先決で、あたかも対策はやりつくした上で施設の改善は無理だと判断されたかのような政策の流れが残念である。</p> <p>さらに、処遇の面でもあからさまである。通所施設に比べ、入所型施設では、建物の構成も単に寝室だけではなく、居間、食堂、ホールや体育館、風呂や車椅子・ストレッチャー対応の特殊浴室等が必要であるが、単価比は入所より日中の方が高くなっている。</p> <p>入所型施設は単なる介護・支援の場のみではなく、「教育的目的をもった生活支援の場」だと考えている。施設の現状をもう少し肯定的に捉え、当事者も行政も一体となり、悪いところを直し、社会に解放された内容となり、「存在即地域である」入所型施設に育てていくべきではないか。</p> <p>今一度、本当に知的（重複）成人障害者の入所型施設形態は必要がないのか、</p>	<p>36 頁「イ 強度行動障害者への支援の充実」において、「相談支援事業所、入所施設、市町などと、強度行動障害者への専門的、重層的な支援体制の構築」としており、また、45 頁「カ 地域生活への移行の促進」においても、地域における入所施設の役割を検討していくこととしており、今後も障害者支援施設が求められる機能を担っていくことを記載しています。</p>

		<p>支援が本当に地域で出来ると見込めるのかなど、国政の流れや一部人権学者たちの指摘される既成概念にとらわれず、現実的に検討いただくことが滋賀だからこそ出来る取組の姿勢ではないかと振り返っていただきたい。また、せめて一般的な業務文書などに「施設から地域へ」のフレーズを使うことはやめていただき、むしろこれからは、積極的に「施設も、地域も」に変えて使っていただきたい。</p>	
NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
83		<p>地域自立支援協議会の連携強化が全体的に謳われているが、地域によりその機能に大きなバラつきがあるように思われる。連携機能が十分に発揮されていない圏域もあることから、滋賀県内においては、その機能がよりよく果たせるようにしていただきたい。</p>	<p>地域自立支援協議会等を活用し、関係機関との情報共有や連携の強化を図ることは重要なことだと考えております。いただいたご意見は、今後の施策を進めるうえでの参考とさせていただきます。</p>